

学校いじめ防止基本方針

高松市立栗林小学校

—すべての児童が生き生きとした明るく楽しい学校生活を送れるように—

平成26年3月10日策定

平成31年4月4日一部改定

令和3年4月5日一部改訂

令和4年4月6日一部改訂

令和5年4月6日一部改訂

令和6年4月8日一部改訂

I いじめに関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）による】

2 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人間として決して許されない行為である。

しかし、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって、継続して、真剣に未然防止、早期発見、早期対応などのいじめの防止等の対策に取り組まなければならない。

以上のような基本的な考え方に立ち、すべての児童が生き生きとした明るく楽しい学校生活を送れるように「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

3 いじめ防止のための基本的な姿勢

- (1) 私たち教師が、子どもの心に寄り添い、認め、慈しむことを基本とする。
- (2) いじめを生まない、許さない、見過ごさない、そして多様性を認め合う風土づくりに努める。
- (3) いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりをめざした、児童の自発的な取組を支援する。
- (4) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (5) いじめの早期発見のために、いじめを見抜く鋭い感覚を身に付けるなど、様々な手段を講じ、積極的にいじめを認知するよう努める。
- (6) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (7) 学校と家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめ防止

に取り組む。

- (8) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、評価結果を踏まえ、保護者、地域、関係機関等と連携し、いじめ防止のための取組の改善を図る。

未然防止

◆ 未然防止のための取組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

また、学ぶ喜びを感じ、学習意欲が高まる主体的な学びを確立する授業づくりを心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるような教育活動の推進に努める。

さらには、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育を充実させる。

1 いじめが起こらない学級・学校づくり

(1) 学級の「なかよし宣言」

いじめゼロをめざした学級の合言葉を決め、全校集会で宣言し、その達成に努める。

(2) 栗っ子あったか言葉宣言

児童が作成した栗っ子あったか言葉を日常的に使うよう児童会活動を推進する。

(3) えがおいっぱい集会

いじめゼロをめざし、「みんなちがってみんないい」ことを確認する全校生による集会活動を行う。

(4) 道徳ノートの持ち帰り

年間1～2回、児童の心の学びを書きつづった道徳ノートを家庭に持ち帰り、家族と語りあう機会とする。

2 自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるような教育活動の推進

(1) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・スローガン「自ら考え ともに認め合い高め合う子どもの育成」を教育計画立案の基盤とする。
- ・学ぶ喜びを感じる授業づくりを通して、自ら学び、ともに考え合う子を育成する。
- ・児童が主体的に取り組む学習活動や家庭学習を工夫する。
- ・ペア活動による異学年交流を充実する。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動を充実する。

(2) 学級の人間関係づくり

- ・「マイ・スタディタイム」を活用したSST（ソーシャルスキルトレーニング）やSGE（構成的グループエンカウンター）、ピアサポートなどの活動を取り入れる。
- ・栗っ子学習（総合的な学習の時間）などを活用した学級の仲間ととともに取り組む活動を充実する。

(3) つながりを感じる教育活動

- ・釜石市立栗林小学校との細く、長く、温かい交流に取り組む。
- ・学校行事や児童会活動、栗っ子学習や生活科での体験活動を推進する。

(4) 臨時委員会の設定

- ・委員会活動を柔軟にとらえ、目的達成のために臨時の委員会を設置する
- ・児童の発想や自主性を最大限に生かせる活動を工夫する。

3 インターネットを通じて行われるいじめ問題への取組み

- (1) 非行防止教室や情報モラル出前授業を実施し、インターネットを通してのいじめの未然防止を行う。
- (2) インターネットを通じて行われるいじめの防止を図るため児童及び保護者にインターネットの利便性や危険性の理解に必要な情報の提供を行う。

早期発見

◆ 早期発見のための取組み

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながることから、日頃から私たち教師と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない鋭い感覚を身に付け、積極的にいじめを認知する必要がある。

また、児童の情報を共有するとともに、保護者とも連携して情報をきめ細かく収集することが大切である。

1 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察

休み時間や放課後の雑談等の機会に、指導の様子に気を配る。「児童がいる所には、教師がいる」ことをめざし、児童とともに過ごす機会を積極的に設ける。

(2) 個と集団を見る視点

学校生活の場面ごとに次のような個の観察の視点を持つ。

場面等	観察の視点例
登下校時	<input type="checkbox"/> 元気がなく浮かない顔をする。あいさつをしなくなる。 <input type="checkbox"/> 特に用事もないのに、教職員に近づいてくる。
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える <input type="checkbox"/> 表情が暗く、どことなく元気がない。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて入室したり、泣いていたたりすることがある。 <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子などが散乱している。席を替えられている。
授業中	<input type="checkbox"/> グループ分けやグループ活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 教科書、ノート等に落書きが目立つ。配布物が配られない。 <input type="checkbox"/> 他の子どもから発言を強要されたり、発言するとはやし立てられたりする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来たり、一人で居たりすることが多い。 <input type="checkbox"/> 友だちとふざけあっているが、表情が暗く、いつも同じ役をしている。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行つて、なかなか出て来ない。
給食時	<input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時、多く盛られる。好きなものを級友にゆずる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。その子どもが配膳をすると嫌がられる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でいたりする。
放課後	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらをされたりする。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。靴や傘が隠されたりしている。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅したり、友達の荷物を持たされたりして帰る。

どのようなグループがあり、グループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に速やかにあたる。

(3) 情報の共有

おかしいと感じた児童がいる場合は、学年団と生徒指導委員会で情報を共有し、より大勢の目で、当該児童を見守っていく。

(4) 教育相談アンケート

教育相談担当が月1回実施する教育相談アンケートを活用し、必要に応じて、気になる児童には日記を書かせたりするなど、担任と児童・保護者が気軽に話せるよう日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。また、「心の相談箱」の意味を周知し、効果的に活用する。さらに問題がある場合は、保護者との教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速な解決を図る。また、定期的な教育相談日を整備し、相談体制を整備する。

なお、アンケート等の保存期間は下記の通りとする。(平成28年3月18日 高学教第3589号)

文書		保存期間
一次資料	アンケートの質問票の原本等	当該児童生徒が卒業するまで (ただし、小学校6年時及び中学校3年時に実施したものは卒業後1年が経過するまで)
二次資料	アンケートや聴取の結果を記録した文書等	5年 (常例的な事務事業の執行に関する行政文書) 「高松市行政文書管理規定 第32条」より

2 相談しやすい環境づくり

(1) 本人からの訴え

本人の心のケアに努めるとともに、心身の安全を保証する。その上で、事実関係や気持ちに傾聴する。

(2) 周りの児童からの訴え

訴えには新たないじめの発生を防ぐために、他の児童の目につかない時間や場を設定する。勇気ある行動を称え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴え

日頃から、問題がない時にも、学校の様子を連絡するなど信頼関係を築いておく。訴えには、保護者の気持ちを十分に理解して接する。

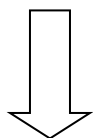
早期対応

◆ 早期解決に向けての取組み

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが重要である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まずに、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実施計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 早期対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



- 「いじめ対策委員会」を招集する。
※校長・教頭・主幹教諭（教務）・生徒指導主事・養護教諭・
S C・学年主任・（当該学級担任）
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時等）

(1) 学校での組織的な対応 — 抱え込まないことが解決の一步 —

いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員だけが抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。そのためには速やかに管理職に報告し、校長のリーダーシップの下、緊密な情報交換や共通理解を図り、一致団結して取り組む。

(2) 事実関係の把握 — 正確かつ迅速に —

いじめの情報が寄せられた場合、まず、両者の言い分を十分に聞き、そこに違いがある場合には、いじめられる側の心理的な苦痛を共感的に理解することを基本にする。当事者だけでなく、保護者や友達からも情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

(3) 指導体制・方針決定 — 関係者の共通理解 —

指導のねらいを明確にし、すべての教職員で共通理解を図り、共通歩調で対応することを確認する。対応する教職員の役割分担を考え、明確な指示ルートの役割を確認する。また、高松市教育委員会、県教委事務局東部教育事務所等の教育委員会や関係機関との連携を図る。さらには、報道機関などの外部機関からの問い合わせの窓口を一本化する。

(4) いじめられる子どもへの援助 — 徹底して守り抜くという姿勢を示す —

子どもとの心のふれあいを通して、信頼関係を基盤とした援助に全力を尽くす。いじめられる子どもの立場に立ち、苦しみや苦痛に共感しながら、励まし、心の支えとなるよう援助する。心の傷を徐々にいやすように気長に接し、次第にいじめに立ち向かう力を持ち、自立できるよう、スクールカウンセラーとも積極的に連携を図りながら援助する。

また、いじめを知らせた児童から話を聞く場合は、他の児童の目にふれないように場所や時間等に慎重に配慮して行う。

(5) いじめられる子どもへの指導 — 毅然とした対応をとる —

いじめられる子どもの心身の苦痛がどのようなものであるかを理解させることによって、自分のした行為がいじめにあたることを分からせる。

いじめの動機やいじている時の自分の気持ちをじっくりと聞くとともに、いじめをしている自分を厳しく見つめさせ、心の弱さを自ら乗り越えていくよう指導・援助する。

「いじめは人間として絶対に許されない」との毅然とした態度で組織的に臨むとともに、必要に応じて関係機関との連携・協力を得ながら指導する。

(6) 保護者との連携 — 緊密な連携 —

いじめ問題が起きた時には、保護者との連携はいつも以上に密にし、学校側の取組みについて随時情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して、学校内だけで解決するようなことはしない。

また、保護者にはなかなか話すことができない状況であるならば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(7) 継続した支援

いじめ事案を含めた生徒指導事案について、「生徒指導事案綴り」に記録し、学年や担任が替わっても継続した支援やケアができるようにする。

2 いじめを認知した際の措置（いじめ対応マニュアル）

いじめへの初期対応	<p>①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。</p> <p>②いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に行う。また、安全な環境で事情や心情を聴き取り、状態に合わせた支援を行う。</p> <p>注意点 聞き取り当たっては、いじめを受けた児童だけでなく、いじめを行った児童や周辺の児童からも丁寧に聞き取りを行う。</p>
児童への指導・支援	<p>被害児童 いじめを受けていた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。</p> <p>加害児童 いじめに至った要因や背景を把握し、抱えている問題を明確にした上で、継続的な指導・支援を行う。（その際、いじめを知らせた児童への圧力の防止に留意する）</p> <p>周囲の児童 いじめを見ていた周辺の児童にたいしても指導を行う。</p>
学校としての組織的取組み（保護者、教委・県警との連携）	<p>保護者等 いじめの事実が認識された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する報告・支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告・支援、該当クラス児童への指導を継続的に行う。 いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。</p> <p>教委・県警 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、高松市教育委員会及び香川県警察と連携して対処する。</p>

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法28条1項1号）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法28条1項2号）

(2) 重大自体が発生した時の対処（法30条）

重大事態が発生した疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を高松市教育委員会に報告する。
- ②高松市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する
- ⑤必要に応じて、スクールカウンセラーや外部機関との連携を図る。

校内組織

◆ 機動的な校内組織

いじめ問題への取組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもって、学校全体で組織的な取組みを行う。組織的な取組みを推進するため、校内運営組織のうちの人権プロジェクト内に、通常の生徒指導上の諸問題を定例に話し合う「生徒指導委員会」を設置する。また、特別支援教育の視点から児童理解を深め、多様な支援を話し合う「児童理解委員会」、さらに、いじめに特化した機能的な組織として、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1 学校内の組織

(1) 生徒指導委員会・児童理解委員会

管理職と生徒指導主事、各学年団の生徒指導担当1名（人権プロジェクト）、教育相談担当、養護教諭で構成する。月1回招集し、問題傾向を有する児童についての現状や指導の内容についての情報交換、及び生徒指導上で共通理解、共通歩調が必要な内容について話し合う。継続した事案については、特別支援教育の視点から多様な支援を話し合う「児童理解委員会」を行う。

(2) いじめ対策委員会

管理職、主幹教諭（教務）、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。いじめ問題に特化した内容について、その対策や措置を実効的に行うため、必要に応じて開催する。

特に、事案が生じたときには速やかに招集し、その対応策について協議し、対策を講じていく中枢としての機能を持つ。その場合には、当該学級担任が入る。

2 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急を要するいじめ問題が発生した場合は、適切な対応をするために、緊急地域連携推進委員会を招集する。その招集の判断は、校長が行う。

組織メンバーは以下の通りである。但し、事案に応じて必要な関係者も、委員が必要と認める場合は出席するものとする。

栗林校区コミュニティ協議会長、栗林校区青少年健全育成連絡協議会長
栗林校区民生委員児童委員協議会長、栗林校区子供会育成連絡協議会長
栗林校区体育協会長、主任児童委員、栗林校区交通・防災対策委員会委員長
PTA会長、栗林交番、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
校長、教頭、主幹教諭（教務）、生徒指導主事、当該学年主任・学級担任

3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする）」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があるが、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努める。